

# 平成31年度税制改正のポイント一覧

松木飯塚税理士法人作成 Tel 03(5413)6511(代) 平成31年1月10日

税目	対象	改正前	改正後			
相続・贈与税	個人	個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度	新設	特定事業用資産に係る相続税を納税猶予	▼	
		特定事業用宅地の小規模他宅地特例	新設	平成31年4月1日以降取得3年内事業用宅地適用除外	△	
		教育資金の一括贈与非課税措置	平成31年3月31日まで	2年延長。贈与者死亡時相続税課税、前年所得1千万円超受贈者は対象外	△	
		結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置	平成31年3月31日まで	平成33年3月31日まで2年延長。前年所得1,000万円超の受贈者は対象外	△	
		相続時精算課税制度の受贈者要	20歳以上	18歳以上	☆	
		直系尊属からの暦年贈与特例税			☆	
		非上場株式等の納税猶予の受贈			☆	
相続税の未成年者控除対象	20歳未満	18歳未満	☆			
所得・住民税	個人	住宅借入金等特別控除の特例	原則10年間まで	消費税10%契約者は13年間控除適用	▽	
		空き家譲渡所得の特別控除				
		被相続人の居住要件	相続開始前まで居住	自宅の一定の使用を条件に、居住後老人ホーム等に入所した場合も適用可	▽	
		期間	平成31年3月31日まで	平成35年12月31日まで4年延長		
		NISA口座利用者の一時的出国時	出国時に閉鎖	100万円まで出国後5年以内も継続適用		
		NISAの年齢要件	20歳以上	18歳以上	⇒	
		ジュニアNISAの年齢要件	20歳未満	18歳未満	⇒	
		源泉控除対象配偶者	夫婦双方	夫婦片方のみ	<	
		ふるさと納税の返礼品規定	規定なし	返礼割合3割以内、地場産品のみ	↑	
		ひとり親の住民税非課税措置	新設	前年所得135万円以下	★	
		消費税	消費税増税	一律8%	原則10%、軽減税率対象品目は8%	
消費税増税の経過措置	新設		平成31年3月31日迄契約資産は平成31年10月1日後引渡も消費税8%	△		
法人税	法人	試験研究費の税額控除制度	上限25%	一定のベンチャー企業の場合上限40%	▽	
		特別試験研究費の税額控除	特別試験研究費×20~30% (法人税額×5%上限)	特別試験研究費×20~25% (法人税額×10%上限)	▽	
		中小企業者等の法人税率の特例	平成31年3月31日まで	平成33年3月31日まで2年延長	—	
		中小企業投資促進税制	平成31年3月31日まで	平成33年3月31日まで2年延長	—	
		みなし大企業の判定	追加	大法人の100%子会社ほか		
		法人事業税(所得割・収入割)の減税	1.3~9.6%	0.4~5.7%	▽	
		特別法人事業税の創設	新設	所得割又は収入割の納税義務者対象	▽	
		組織再編税制の関係継続要件	追加	完全子会社を合併法人としても適格		
国際課税		組織再編税制の金銭等不交付要	追加	親会社株式を対価としても適格		
		過大支払利子税制				
		支払利子等の対象範囲	国外関係者に対する支払利子等	日本の課税所得に含まれるもの及び一定の公共法人に対するもの等以外の支払利子等	≡	
		損金算入限度額	調整所得金額×50%上限	調整所得金額×20%上限	≡	
		適用免除基準	①純支払利子1,000万円以下 ②国外関係者への支払利子が総支払利子×50%以下	①純支払利子2,000万円以下 ②グループ内内国法人の純支払利子が調整所得金額×20%以下	≡	
		移転価格税制の見直し				
		無形資産の定義	明文規定なし	有形資産及び金融資産以外の、対価性のある資産	≡	
		独立企業間価格の算定方法	追加	ディスカウント・キャッシュフロー法		
		評価困難な無形資産の価格調整措置	新設	時価予測と結果の差異20%以内		
国税	情報照会手続の整備	新設	調査可能を法令上明文化	>		
登録	土地売買所有権移転登記の税率	平成31年3月31日まで	平成33年3月31日まで2年延長	—		
自動車関連税	自動車税減税	29,500円~111,000円	25,000~110,000円	▽		
	自動車重量税のエコカー減税	平成31年4月30日まで	平成33年4月30日まで2年延長	—		
	自動車取得税のエコカー減税	平成31年3月31日まで	平成31年9月30日まで6ヶ月延長	—		

適用期日：▼平成31年1月1日、▽平成31年4月1日、↓平成31年31年6月1日、▽平成31年10月1日、  
 >平成32年1月1日、≡平成32年4月1日、★平成33年4月1日、☆平成34年4月1日、⇒平成35年1月1日  
 ※この一覧表は、平成30年12月26日送信の松木飯塚税務情報NO.54の解説と合わせてご利用ください。